

受益者の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」の販売を
米国人に対して行わない旨の追記（手続・手数料等 お申込メモ）について

平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」（以下「当ファンド」といいます。）の
交付目論見書におきまして、当ファンドの販売を米国人に対して行わない旨の記載を行いますので、
以下の通りお知らせ申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 当ファンドの販売を米国人に対して行わない旨の追記理由

2021年6月の米国大統領令により、「Non-SDN 中国軍産複合体企業リスト（NS-CMIC List）」に掲載された中国企業の有価証券について、「米国人^{（注）}」による取引が禁止されましたが、イーストスプリング・グループでは、目論見書に「米国人投資家に適用される制限条項」の記載があるファンドについては、運用担当者の運用の裁量を狭めないよう当該 NS-CMIC List の記載銘柄へ投資することについて制限を設けない方針です。

当ファンドは海外の投資家が広く投資を行うルクセンブルク籍外国投資法人（以下「投資対象ファンド」といいます。）へ投資しておりますが、投資対象ファンドの目論見書には「米国人投資家に適用される制限条項」が記載されていることから、当ファンドにおいても米国人への販売を行わない旨を記載するものです。なお、米国人の定義には、永住権（グリーンカード）を保有する方も含まれます。

（注）米国市民、永住者、米国の法律または米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（外国支社も含む）または米国内にいる個人が含まれます。

2. 今回の米国大統領令の影響範囲について

当ファンドの投資対象ファンドでは、米国大統領令の効力発生から2022年1月末までの間において該当銘柄の保有はございませんでした。

ただし、当ファンドの投資対象ファンドで該当銘柄への投資が行われた場合には、①米国人の受益者および②新規に買付を行った米国人については大統領令に抵触する可能性があると考えられます。

<追加事項>

交付目論見書「4 手続き・手数料等」「お申込メモ」に以下の記載を追加します。

そ の 他 注 意 事 項	当ファンドは、1940年の米国投資会社法に基づいて登録されていません。また、1933年米国証券法（改正済み）に基づいて登録されておらず、米国、米国の海外領土において、もしくは「米国人」（注）に対して販売勧誘（募集）または販売されることはありません。 （注）米国市民、永住者、米国の法律または米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（外国支社も含む）または米国内にいる個人が含まれます。
---------------	---

<変更日>

2022年3月18日使用開始の目論見書より変更します。

以 上